平成２６年（フ）第１０７号
松江市雑賀町1424番地
破産者　松尾　俊三
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５４号
広島市南区段原１丁目２番13号
破産者　有限会社マツヤ産業
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３５号
熊本県上天草市松島町合津字御所平7913番地の11
破産者　株式会社藤本石油
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５２３号
東京都多摩市唐木田１丁目33番地の６
破産者　小森　良郎
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２４２号
新潟市中央区寄居町703番地４
破産者　有限会社日本海フーズ
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１２号
岐阜県下呂市少ケ野584番地１　少ケ野団地２号棟502号室
破産者　日下部計也
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６５４号
静岡市駿河区水上９番地の８
破産者　インターナショナル工業株式会社
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６８号
静岡県沼津市足高441番地の1762
破産者　株式会社利知
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第８０６号
京都市東山区祇園町北側313番地１
破産者　株式会社ｒｉｓａｎａｒｅ
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
岡山市北区加茂257番地３
破産者　三垣　順次
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０９号
岡山市中区平井1182番地21ニューベルメゾン坪田310号
破産者　杉本　　裕
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第９５３号
千葉市花見川区千種町237番地４　中村貸家
破産者　南雲　忠雄
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６８７号
岐阜県岐阜市芥見薬師洞5576番地の３
破産者　岐阜中央開発株式会社
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３号
松江市西生馬町171番地２
破産者　小松建築こと　小松　茂樹
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８６号
北海道旭川市永山十一条２丁目２番12号
破産者　株式会社建業
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２２号
埼玉県所沢市向陽町2078―１―609エステ・スクエア新所沢、住民票上の住所東京都国分寺市並木町３丁目７番地２
破産者　亡石塚忍相続財産
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１８号
長野県伊那市狐島3737番地　グランフォート102号
破産者　山口　秀康
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第６０４号
静岡県浜松市東区下石田町912番地
破産者　佐公運送株式会社
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１２１６号
京都市右京区花園巽南町９番地
破産者　株式会社らくよう
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６９７号
福岡市西区大字小田2910番地
破産者　田中由美子
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部